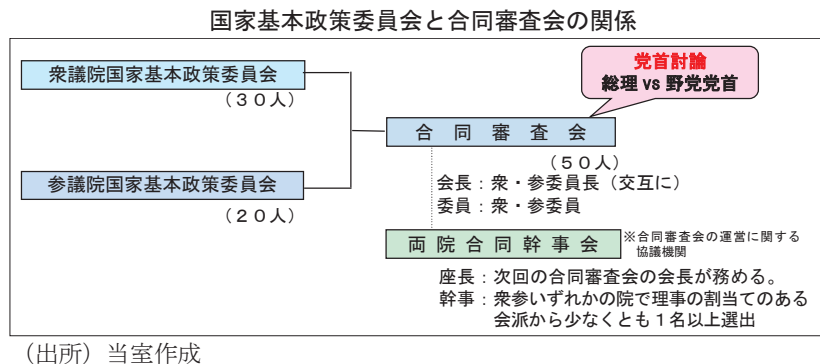


国家基本政策委員会

国家基本政策調査室

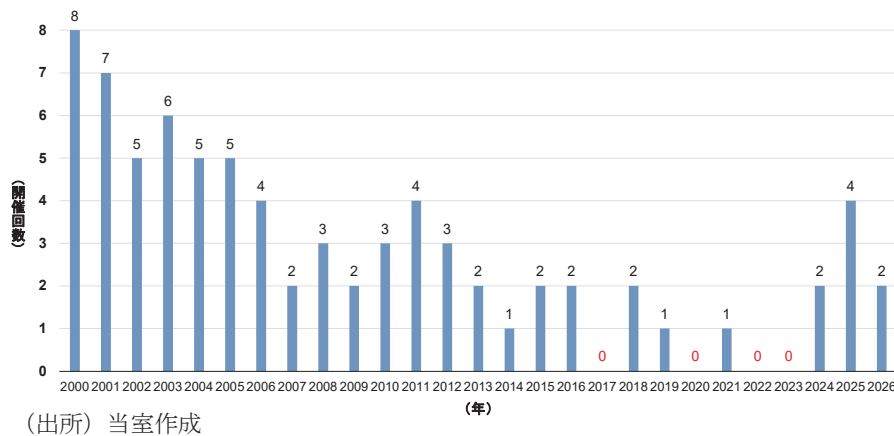
1 国家基本政策委員会合同審査会

国家基本政策委員会は、「国会審議活性化法¹」に基づき、第147回国会（常会）の召集日（2000（平成12）年1月20日）に、衆議院及び参議院それぞれに常任委員会として設置された。ただし、他の常任委員会と異なり、各院の国家基本政策委員会が単独で実質的な審議を行うことは想定されていない²。両院の国家基本政策委員会による合同審査会の形で、内閣総理大臣と野党党首との1対1での討議、いわゆる「党首討論」を行う場、受け皿として活用することを目的に設けられた。



国家基本政策委員会合同審査会は、これまでに計76回開かれている。同委員会合同審査会での総理と野党党首との討議が導入された2000（平成12）年には8回、翌2001（平成13）年には7回開かれた。しかし、その後は減少基調が続き、2017（平成29）年、2020（令和2）年、2022（令和4）年及び2023（令和5）年には一度も開かれなかった。昨2025（令和7）年は、常会における予算成立後の開会ルールに与野党が合意し、毎月最低1回の開催が決定されたこと³などにより4回開かれた。2026（令和8）年2月に召集された第221回国会（特別会）では、7月の閉会までに2回開かれた。（図表1参照）

（図表1）国家基本政策委員会合同審査会の開会回数の推移（2026（令和8）年7月まで）



¹ 「国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律」（平成11年法律第116号）

² 単独で開会するのは、理事の互選、辞任及び補欠選任の場合や、合同審査会を開く前に「国政調査承認要求に関する件」及び「合同審査会開会に関する件」について議決する場合である。

³ 「3（2）『運営申しせ』見直しの動き」参照

2 国会審議の活性化

本項では、国会審議活性化法の概要と内閣総理大臣と野党党首との討議（いわゆる「党首討論」）の導入が浮上した経緯等について概説する。

1990（平成2）年、各党から衆議院議会制度協議会⁴に提出された国会改革についての諸提案において、国会審議を充実させるために議員同士の討議を中心にしていこうという方向性が示された。当時の国会、特に委員会においては、政府委員⁵に対する質疑が中心となりがちで、国会ひいては国民に対して直接の責任を負わない政府委員が、本来政治家が担うべき政策論議の枢要な部分についてまで大きな影響力を持ってきたとの指摘があった。そして、このことが、議員同士の政策論争の場であるべき国会審議を形骸化させているとの批判もあった。

「国会審議活性化法」の概要

- | | |
|---|--|
| 一 | 趣旨（第1章関係）
この法律は、国会における審議を活性化するとともに、国の行政機関における政治主導の政策決定システムを確立するため、国家基本政策委員会の設置及び政府委員制度の廃止並びに副大臣等の設置等について定めること。 |
| 二 | 国家基本政策委員会の設置（第3条関係）
各議院に、常任委員会として国家基本政策委員会を設置すること。 |
| 三 | 政府委員制度の廃止（第2条及び第4条関係）
国会における政府委員制度を廃止すること。 |
| 四 | 副大臣等の設置
1 副大臣及び副長官の設置（第8条関係）
内閣府及び各省に副大臣を、各大臣庁に副長官を置くこと。
2 大臣政務官及び長官政務官の設置（第10条関係）
内閣府及び各省に大臣政務官を、各大臣庁に長官政務官を置くこと。 |

（出所）要綱を基に当室作成

当初、国会審議の活性化の議論は、①政府委員制度の廃止、②副大臣等の設置を軸に進んでいた。1999（平成11）年3月以降、議論は、各党の国対委員長の下での実務者協議の場で行われていた。同年5月には実務者協議のメンバーにより、日本と同様に議院内閣制を採る英国議会の視察が行われ、その後、英国議会の「首相に対するクエスチョンタイム」に倣った与野党の党首間の討議を国会の場で行う案が浮上した。

このような英国議会上に倣った与野党の党首間の討議を衆参合同で行う場合における適切な場の位置付けについては、様々な検討が行われた結果、衆参それぞれに設置する常任委員会が合同審査会を開催するという形式に決着した。

これを受けて、同年6月には、従来からの合意事項に、党首討論の場を設けるための「国家基本政策委員会の設置」を追加した「国家基本政策委員会の設置、政府委員制度の廃止及び副大臣等の設置並びにこれに伴う関連事項の整理等に関する合意」が自民、自由、民主及び明改の4党でまとめられ、衆議院議院運営委員長に法案起草に向けた申入れが行われた。この申入れを受け、衆議院議院運営委員会の国会法改正等に関する小委員会で、立法化の作業が行われ、第145回国会（常会）の7月13日、同小委員会における起草案の決定を経て、議院運営委員会から法律案⁶が提出された。同法律案は、同日の衆議院本会議にて

⁴ 衆議院議会制度に関する協議会。同協議会は、議長の諮問機関として、議院運営委員会の委員長、理事等で構成され、議長及び副議長出席の下、構成員相互の間で、その時の当面の問題ばかりでなく、議会制度全般の問題について、時には党派の立場を離れて大所高所の観点から率直な意見の交換を行っている。

⁵ 国会審議活性化法による改正前の国会法（昭和22年法律第79号）第69条では、「内閣は、国会において国務大臣を補佐するため、両議院の議長の承認を得て政府委員を任命することができる。」と規定され、各省庁の局長・審議官級の政府職員等に議院への出席発言権が与えられていた。

⁶ 「国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律案」（議院運営委員長提出、第145回国会衆法第29号）

可決された後、同月26日、参議院本会議にて可決され、成立した。(主な動きは図表2参照)

(図表2) 「国会審議活性化法」公布までの主な動き

1993(平成5)年 10月	新生党(与党)の小沢一郎代表幹事が「政府委員制度廃止の基本構想」を発表
1997(平成9)年 11月20日	新進、民主及び太陽の野党3党が、「国会における審議の活性化を図るための国会法及び国家行政組織法等の一部を改正する法律案」を共同提出 → 同案は付託されないまま、審議未了、廃案
1998(平成10)年 11月19日	小渕恵三総理(自民党総裁)と小沢一郎自由党党首が、連立の前提条件の一つとして、政府委員制度の廃止及び副大臣等の設置について合意
1999(平成11)年 1月14日	自民党と自由党の連立内閣が発足
3月24日	自民党と自由党プロジェクトチームが、「政府委員の廃止及びこれに伴う措置並びに副大臣の設置等に関する合意」(以下「自自合意」という。)を発表 → 翌日(3月25日)、国会対策委員長会談で報告
3月31日	上記の「自自合意」を受け、各党の国会対策委員長の下に、自民及び自由の与党2党と、民主、明改(公明党・改革クラブの略称)、共産及び社民の野党4党からなる実務者協議(衆参両院の議員が参加)の場が設けられ、協議を開始
5月2日～5日	上記の「実務者協議」の衆議院のメンバーが「衆議院英国副大臣制度及び議会制度実情調査議員団」(団長:大島理森君)として、英国議会議を視察→ 英国に倣った党首討論を国会の場で行う案が浮上
6月14日	自民、自由、民主及び明改の4党が、従来からの合意事項である「政府委員の廃止及び副大臣等の設置」に、党首討論の場を設けるため「国家基本政策委員会の設置」を追加した「国家基本政策委員会の設置、政府委員制度の廃止及び副大臣等の設置並びにこれらに伴う関連事項の整理等に関する合意」を取りまとめ(共産は反対、社民は保留)
6月16日	4党の代表者から、衆議院議院運営委員長に法案起草を申入れ
7月13日	衆議院議院運営委員会国会法改正等小委員会における起草案の決定を経て、衆議院議院運営委員会において起草案を委員会提出とすることと決し(賛成一自民、民主、明改、自由、反対一共産、社民)、「国会審議活性化法案」は、衆議院本会議にて可決され、参議院に送付
7月26日	同法案が参議院本会議にて可決され、成立
7月30日	「国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律」(平成11年法律第116号)公布

(出所) 当室作成

3 「国家基本政策委員会合同審査会の運営についての申合せ」(運営申合せ)

(1) 「運営申合せ」決定までの経緯

国会審議活性化法が公布された後も、引き続き各党の国会対策委員長の下に設置された実務者協議で、合同審査会の運営に関する協議が続けられた。また、1999(平成11)年9月10日には、各党の国会対策委員会幹部、予算委員会及び議院運営委員会理事による会談において、自民、自由、民主及び明改の4党が、第146回国会における党首討論の試行を提案した。なお、同月14日から18日にわたり、英国議会の「首相に対するクエスチョンタイム」をはじめとする議会制度の実情調査のため、衆参両院合同による英国議会制度等実情調査議員団が派遣された。

同年10月29日に召集された第146回国会(臨時会)では、11月10日及び17日の2回にわたり、衆参予算委員会の合同審査会の形で党首討論が試行された。その後、議院運営委員会理事を中心とする衆参両院の議員19人から構成される「新制度に関する両院合同協議会」が設置され、合同審査会の運営について、試行を踏まえた協議が行われた。その結果、2000(平成12)年1月18日に「国家基本政策委員会等の運用等、国会審議のあり方に関する申合せ」が各党代表者によって合意され、翌19日の国会対策委員長会談において確認された。

同申合せに基づき、合同審査会の運営に関する協議機関として「両院合同幹事会」が設置され、第147回国会（常会）の同年2月16日に「国家基本政策委員会合同審査会の運営についての申合せ」（運営申合せ）が決定された⁷（図表3参照）。

その翌週の同月23日、運営申合せに基づき、衆参の国家基本政策委員会による合同審査会として初の党首討論が開催された。

（図表3）国家基本政策委員会合同審査会の運営についての申合せ

（H12. 2. 16 両院合同幹事会）
（H15. 2. 7 見直し反映）

国家基本政策委員会合同審査会の運営についての申合せ

1. 合同審査会の開会（総理と野党党首との討議）

衆議院及び参議院の国家基本政策委員会は合同審査会を開き、内閣総理大臣（以下、総理という。）と野党（衆議院又は参議院において所属議員10名以上を有する野党会派）党首との直接対面方式での討議を行う。

合同審査会においては、当該内閣の基本政策と各党の基本政策及び時々の重要テーマについて総理と野党党首が相互に議論を展開するものとし、国家の基本政策を審議する委員会にふさわしい内容のものとする。

2. 開会日時

合同審査会は、会期中、週1回~~40分間~~45分間、水曜日午後3時から開会する。ただし、総理が、衆議院又は参議院の本会議、予算委員会若しくは重要広範議案審査の委員会に出席する週には、開会しない。また、閉会中には開会しない。

3. 会長

合同審査会の会長は、衆議院の国家基本政策委員長と参議院の国家基本政策委員長が交互に務めるものとする。
~~毎会期、初回の会長は、衆議院の委員長とする。~~

会長に事故があるときは、会長の属する議院の理事が、会長の職務を行う。

4. 開会場所

衆議院第1委員会室と参議院第1委員会室を交互に使用し、会長の属する議院において合同審査会を開会することを原則とする。ただし、委員（会）室の都合により、会長の属しない議院においても開会することができるものとする。

委員席の配置は、与党と野党の対面方式とする。

5. 両院合同幹事会の設置

合同審査会の運営について協議するため、両院合同幹事会を設置する。両院合同幹事会は、両院の委員長のほか、両院併せて11名の幹事（自民4、民主2、明改2、自由1、共産1、社民1）により構成する。理事の割当てのない会派については、オブザーバー幹事とする。

6. 配分時間

~~40分間~~45分間の各党時間配分については、野党間で調整する。

当該配分時間は、総理の発言時間を含むものとする。

7. 野党党首の発言等

野党党首は、委員として発言する。

野党党首が出席できない場合の対応については、野党間で調整し、両院合同幹事会において協議する。

8. 総理の欠席

総理が、合同審査会に出席できない場合の対応については、両院合同幹事会において協議する。

⁷ なお、第156回国会の2003（平成15）年2月7日の両院合同幹事会で、討議時間を40分から45分に拡大するなどの見直しが行われている。

9. 総理以外の国務大臣の陪席

総理以外の国務大臣は、原則として合同審査会に陪席する。

なお、内閣法制局長官は、陪席する。

10. 発言通告

野党党首は、発言の項目及びその要旨等を示して、原則として開会日の前々日正午までに通告する。

11. パネル等の使用

パネル等の資料を使用する必要がある場合には、予め両院合同幹事会に提示し、会長の許可を得なければならない。

12. 会議における発言（会長の議事整理）

会議における発言は、会長の議事整理に従う。

野党党首及び総理は、配分時間を厳守し、相互の発言時間を考慮しつつ、簡潔に発言を行うものとする。

13. 開会通知

合同審査会開会の通知は、衆議院公報及び参議院公報をもって行う。

14. 傍聴及び録音、撮影の許可

合同審査会における傍聴及び録音・撮影は会長が許可する。

15. 見直し

本申合せについては、第147回国会における合同審査会の運営の状況を踏まえ、国会審議の活性化を図る観点から必要がある場合には、所要の見直しを行うものとする。

(2) 「運営申合せ」見直しの動き

第217回国会（常会）の2025（令和7）年2月6日、浜田靖一衆議院議院運営委員長と与野党の国会対策委員長との会談において、2014（平成26）年の申し合わせ⁸を踏まえて国会審議の更なる充実化を図ることを目的とした「国会改革に関する協議会」⁹（以下「協議会」という。）を新設することで合意し、同月18日、初会合が開かれた。

同年4月8日に開かれた協議会（3回目）において、国家基本政策委員会合同審査会について、「①党首討論は、常会においては、予算成立後、例年4月、5月、6月の各月に1回は開催をする。②党首討論の開会日時、配分時間、その他の運営に関わる詳細については、国家基本政策委員会の両院合同幹事会において協議をして決定する。」との口頭申合せがなされた¹⁰。

これを受けて同月10日の両院合同幹事会で、「常会においては、予算成立後、例年4月、5月、6月の各月に1回は開催する」と決定された¹¹。

⁸ 「国会審議の充実に関する申し合わせ」（2014（平成26）年5月27日）。国会改革をめぐり、衆議院の各党の国会対策委員長が「国家基本政策委員会合同審査会（党首討論）は、内閣総理大臣が国会に出席する週にあっても弾力的な運用を図り、毎月1回実施できるようにする。月曜日を予備日とする。」「常任委員会定例日は原則委員会を開催する。」「提出議案は速やかに付託する。」等を申し合わせた。

⁹ 衆議院の全10会派の代表者で構成。座長：浜田靖一衆議院議院運営委員長。

¹⁰ 協議会において、各会派からは、国民に関心を持ってもらうため開始時刻を日中から夜にずらす案や、討議時間を45分から延ばす案なども提案された。

¹¹ 2025（令和7）年4月23日の合同審査会の冒頭、泉健太会長から「去る10日の両院合同幹事会において、合同審査会は、常会においては、予算成立後、例年4月、5月、6月の各月に1回は開催することになりましたので、よろしくお願いを申し上げます。」との発言があった。（第217回国会国家基本政策委員会合同審査会会議録第1号1頁）

両院合同幹事会は、合同審査会当日以外にも数回開催され、同年6月11日、上記決定のほか、「総理以外の国務大臣の陪席」について「総理以外の国務大臣は、総理の求めに応じて陪席することを認める」こと等の合意事項が確認された（図表4参照）。一方で、党首討論への参加要件や配分時間等については、引き続き協議することとなった。

（図表4）「国家基本政策委員会合同審査会の運営についての申合せ」見直し合意事項

（R7.6.11 両院合同幹事会）

「国家基本政策委員会合同審査会の運営についての申合せ」見直し合意事項

（合意事項）

2. 開会日時（合意部分抜粋）

合同審査会は、常会においては、予算成立後、例年4月、5月、6月の各月に1回は開催することとし、[以下略]

5. 両院合同幹事会の設置

合同審査会の運営について協議するため、両院合同幹事会を設置する。両院合同幹事会は、両院の委員長のほか、衆参いずれかの院で理事の割当てのある会派から少なくとも1名以上選出された幹事により構成する。理事の割当てのない会派については、その希望に応じ1名をオブザーバー幹事とする。

6. 配分時間

45分間の各党の時間配分については、野党間で調整する。
当該配分時間は、総理の発言時間を含むものとする。

~~8. 総理の欠席 全文削除（以下、番号振り直し）~~

~~総理が、合同審査会に出席できない場合の対応については、両院合同幹事会において協議する。~~

8. 総理以外の国務大臣の陪席

総理以外の国務大臣は、総理の求めに応じて陪席することを認める。

14. 見直し

本申合せについては、国会審議の活性化を図る観点から必要がある場合には、所要の見直しを行うものとする。

（3）「運営申合せ」及び「見直し合意事項」の主要事項

ア 総理と討議を行う野党党首の条件（運営申合せ1及び7）

衆議院又は参議院において所属議員10名以上を有する野党会派の党首が、総理と討議を行う。また、野党党首は、所属する院の国家基本政策委員会の委員として発言する¹²。

イ 討議（運営申合せ1）

合同審査会においては、内閣の基本政策と各党の基本政策及び時々的重要テーマについて総理と野党党首が相互に議論を展開するものとし、国家の基本政策を審議する委員会にふさわしい内容のものとする。

ウ 開会日時（運営申合せ2及び見直し合意事項2）

合同審査会は、常会においては、予算成立後、例年4月、5月、6月の各月に1回は開

¹² 野党党首は委員として発言することとなっているため、当該党首が国家基本政策委員会の委員であることが必要である。

催することとする。（見直し合意事項 2）

討議時間は、45分間、水曜日午後 3 時から¹³開会する。

ただし、総理が、衆議院又は参議院の本会議、予算委員会若しくは重要広範議案審査の委員会に出席する週には、開会せず¹⁴、また、閉会中には開会しない。（運営申合せ 2）

エ 会長及び開会場所（運営申合せ 3 及び 4）

合同審査会の会長は、衆参の国家基本政策委員長が交互に務めるものとする。

開会場所は、衆参第 1 委員（会）室を交互に使用し、会長の属する議院において開会することを原則とするが、委員（会）室の都合により、会長の属しない議院においても開会することができる¹⁵。

また、委員席の配置は、与党と野党の対面方式とする。

オ 両院合同幹事会の設置（見直し合意事項 5）

合同審査会の運営について協議するため、両院合同幹事会を設置する。両院合同幹事会は、両院の委員長のほか、衆参いずれかの院で理事の割当てのある会派から少なくとも 1 名以上選出された幹事により構成する。理事の割当てのない会派については、その希望に応じ 1 名をオブザーバー幹事とする。

カ 配分時間（見直し合意事項 6）

45分間の各党の時間配分は、野党間で調整する。その配分時間は、総理の発言時間を含む（いわゆる「往復方式」）。

キ 総理以外の国務大臣の陪席（見直し合意事項 8）

総理以外の国務大臣は、総理の求めに応じて陪席することを認める¹⁶。

ク 発言通告（運営申合せ10）

野党党首は、発言の項目及びその要旨等を示して、原則として開会日の前々日正午までに通告する。

¹³ 合同審査会の開会日時に関し、午後 3 時以外の時刻、水曜日以外の曜日に開会されたこともある。例えば、第170回国会において合同審査会が開会された2008（平成20）年11月28日は金曜日である。また、第214回国会の2024（令和 6）年10月 9 日の合同審査会は午後 1 時から、第217回国会の2025（令和 7）年 6 月11日は午後 6 時から、それぞれ開会された。

¹⁴ 第217回国会の2025（令和 7）年 4 月23日には合同審査会が行われたが、その週の 4 月21日に参議院予算委員会の集中審議に総理が出席した例もある。

¹⁵ 例えば、第221回国会の2026（令和 8）年 7 月15日の合同審査会の会長は、参議院の委員長が務めたが、同日は参議院第 1 委員会室で皇室典範等の一部を改正する法律案特別委員会が開かれるため、合同審査会は衆議院第 1 委員会室で開会することとなった。

¹⁶ 2025（令和 7）年 6 月の見直し合意以前には全大臣が陪席していたが、第219回国会の同年11月26日の合同審査会においては、木原内閣官房長官が陪席した。また、第221回国会の2026（令和 8）年 5 月20日の合同審査会においては国務大臣の陪席はなく、7 月15日の合同審査会においては木原内閣官房長官が陪席した。

4 第221回国会における国家基本政策委員会合同審査会の概要

第221回国会（特別会）では、国家基本政策委員会合同審査会は、5月20日及び7月15日の2回開催された。

同国会での合同審査会は、過去最高となる6人の野党党首が討議に参加した。前述のとおり、国家基本政策委員会合同審査会で行われる党首討論は、二大政党制が根付く英国議會をモデルに、内閣総理大臣と野党党首が政権担当能力を競い政策論議を展開する場として導入された。しかし、野党の多党化が進む現在では、討議時間が細分化され各野党党首の発言時間が短くなり¹⁷、導入当初に想定された討議とは様相を異にするものになっているとして、討議時間45分間の見直しを始めとする合同審査会の運営の在り方を検討する必要性が指摘されている¹⁸。

なお、7月の合同審査会は、討議時間を通常の45分間から60分間に延長して実施された¹⁹。同国会に行われた合同審査会の主な討議内容は、図表5のとおりである。

（図表5）第221回国会における国家基本政策委員会合同審査会の主な討議内容

討 議 内 容	開会日	討 議 者
1 経済対策関係		
(1) 補正予算編成関係		
① ガソリン代の補助の延長を出口戦略とセットで示す必要性	令和 8. 5. 20	玉木雄一郎君（国民） 高市早苗内閣総理大臣
② 中低所得の勤労者を対象に将来の給付付き税額控除へつながる給付措置を前倒しで行う必要性		
③ 補正予算編成の可能性に関する高市内閣総理大臣の答弁の変遷及び答弁の在り方に対する見解	5. 20	小川淳也君（中道） 高市早苗内閣総理大臣
④ 建設、医療及び農業分野等の供給サイドにおける資材不足、価格高騰、納期遅延、資金繰り悪化等への支援の必要性		
⑤ 特例公債を発行せず不要不急の基金を取り崩して補正予算の財源とする必要性		
⑥ 成立して40日が経過した補正予算の予備費の現状及び政府の対策の具体的な進捗状況	7. 15	小川淳也君（中道） 高市早苗内閣総理大臣
(2) 物価高対策関係		
① 物価上昇等の厳しい環境にある国民への高市内閣総理大臣の思いと政府の具体的な支援策	5. 20	竹谷とし子君（公明） 高市早苗内閣総理大臣
② 中東情勢により深刻な状況にある中小企業に対し特別枠を作って支援する必要性		
③ 円安や輸入物価上昇への対応として予備費を活用した家計負担軽減、中小企業支援及び通貨安対策を直ちに実施する必要性	7. 15	竹谷とし子君（公明） 高市早苗内閣総理大臣
2 経済財政政策関係		
① 長期金利上昇を招いたとされるいわゆる「骨太ショック」の原因についての高市内閣総理大臣の認識	7. 15	玉木雄一郎君（国民） 高市早苗内閣総理大臣
② 複数年度予算や基金活用に関し、財政法改正や政府資金の効率運用を含む資金効率化政策により予算措置が十分ではない施策の財源を確保する必要性	7. 15	竹谷とし子君（公明） 高市早苗内閣総理大臣

¹⁷ 5月20日の合同審査会における討議時間45分間の配分時間は、国民12分、中道10分、立憲9分、参政6分、公明5分、みら3分であった。

¹⁸ 2026(令和8)年5月21日 朝日新聞、産経新聞、日本経済新聞、毎日新聞、読売新聞等の社説

¹⁹ 討議時間60分間の配分時間は、国民15分、中道14分、立憲12分、参政9分、公明6分、みら4分であった。

討 議 内 容	開会日	討 議 者
3 社会保障と税の一体改革関係		
① 将来的な給付付き税額控除の給付対象と政策目的についての高市内閣総理大臣の見解	5. 20	玉木雄一郎君（国民） 高市早苗内閣総理大臣
② イラン情勢、金利の急騰等を踏まえた上での食料品消費税ゼロの実施時期		
③ 社会保障国民会議の議長案の見直し又は更なる協議の余地の有無	7. 15	玉木雄一郎君（国民） 高市早苗内閣総理大臣
④ 食料品の消費税減税終了時期の変更に關する高市内閣総理大臣の見解		
⑤ 食料品の消費税減税について内閣総理大臣として明確な方針を指し示す必要性	7. 15	小川淳也君（中道） 高市早苗内閣総理大臣
⑥ 社会保障国民会議で食料品の消費税減税のデメリットや代替案が示される中でも、消費税減税を進める理由及び消費税減税の方が優れている点についての高市内閣総理大臣の見解	7. 15	安野貴博君（みら） 高市早苗内閣総理大臣
4 外交・防衛関係		
① 米中首脳会談（2026年5月）が日本外交に持つ意味及び日本の利益が置き去りにされる懸念に対する高市内閣総理大臣の見解	5. 20	水岡俊一君（立憲） 高市早苗内閣総理大臣
② 同盟国、隣国、対立国に同じ基準で国際法遵守を求める必要性に対する高市内閣総理大臣の見解		
③ 軍事費を抑え平和に向けた国際社会の形成を提言する必要性		
5 外国人政策関係		
① 外国人労働者等全体の受入れの上限を検討する必要性	5. 20	神谷宗幣君（参政） 高市早苗内閣総理大臣
② 「自由民主党・日本維新の会連立政権合意書」（2025年10月20日）に記載された在留外国人の量的マネジメントを含む人口戦略策定方針についての高市内閣総理大臣の見解	7. 15	神谷宗幣君（参政） 高市早苗内閣総理大臣
6 皇室典範改正案関係		
① 本改正案が皇室制度のあらゆる論点の検討可能性を拘束するものではないことについての高市内閣総理大臣の認識	7. 15	小川淳也君（中道） 高市早苗内閣総理大臣
② 反対意見が存在する中での「立法府の総意」の意味と国民への説明責任の在り方	7. 15	水岡俊一君（立憲） 高市早苗内閣総理大臣
③ 皇族数確保策として始まった議論が新たな皇位継承資格者を生み出す制度にすり替わっているとの指摘に対する高市内閣総理大臣の認識		
④ 憲法上禁止されていない女性天皇及び女系天皇の認否を国会が法律として判断できるとの意見に対する高市内閣総理大臣の見解		
7 政治制度改革関係		
① 街頭演説・講演の妨害等の民主主義の根幹を脅かす行為に対する高市内閣総理大臣の所感及び防止策	5. 20	神谷宗幣君（参政） 高市早苗内閣総理大臣
② 議員定数削減について、秋の国会で少数政党を含め幅広い合意形成に今国会以上に努力する旨の意思確認	7. 15	小川淳也君（中道） 高市早苗内閣総理大臣
8 副首都機能整備推進法案の成立が国民にもたらすメリット及び本法案を1週間程度の審議で成立させようとしている理由	7. 15	神谷宗幣君（参政） 高市早苗内閣総理大臣
9 スパイ防止法整備に關し、通信傍受などの権限拡大に先立って監視・統制体制を整備する必要性に対する高市内閣総理大臣の見解	7. 15	神谷宗幣君（参政） 高市早苗内閣総理大臣
10 高市内閣総理大臣のA Iの活用状況及びA Iに対する認識	5. 20	安野貴博君（みら） 高市早苗内閣総理大臣

（出所）当室作成

資料 英国議会（下院）のクエスチョンタイム（英国議会資料等を基に当室作成）

英国議会には、議員が政策課題や時事問題について政府に対し情報の開示や説明を求める手段として、口頭質問、緊急質問及び書面質問の３種類の質問制度が設けられている。クエスチョンタイムとは、このうち、本会議の場で議員が首相及び閣僚に答弁を求める「口頭質問（口頭答弁を求める質問－Questions for oral answer）」の時間を指すものである。

英国のクエスチョンタイムは、月曜日から木曜日までの本会議の冒頭、与野党の議員による質問に対し各省大臣が順番に日を定めて答弁に立つ形で行われている。その中でも、「首相に対するクエスチョンタイム」は水曜日の正午から30分間行われるもので、その時々の政策課題について野党党首を含む与野党議員と首相との間で討議が展開されている。

〔参考〕党首討論（日本）と首相に対するクエスチョンタイム（英国）との主な相違点

	党首討論（日本）	首相に対するクエスチョンタイム（英国）
導入時期	2000年２月	1961年７月※１
実施形態	国家基本政策委員会合同審査会（討議）	下院本会議（口頭質問）
議事整理	会長（衆・参の国家基本政策委員長が交代で務める。）	下院議長
開会日時	常会においては、予算成立後、例年４月、５月、６月の各月に１回は開催する。討議時間は、45分間、水曜日午後３時から開会する。（ただし、総理が本会議又は予算委員会等に出席する週には開会しない。）	毎週水曜日正午から30分間
討議者	内閣総理大臣と 野党（衆議院又は参議院において所属議員10名以上を有する野党会派）党首	首相※２と ・野党第１党党首 ・野党第２党党首 ・抽選で選ばれた10名程度の下院議員 ・議長指名による６名程度の下院議員

※１ 1961年６月以前は、各大臣に対するクエスチョンタイムの中で、首相にも質問していた。

※２ 首相が他の公務の日程の都合で出席できない場合は、代わりの者が答弁することもある。しかし、首相の欠席率は比較的低い。

内容についての問合せ先

国家基本政策調査室 周藤首席調査員（内線68641）